

体罰と子どもの人権

(エンパワメント・センター) ^{もり た}森田 ゆりさん

もう15年近く前のことだが、親や教師から体罰を受けた中学生、十数人に同じ質問をして回ったことがある。

宿題を二度続けてやってこなかったため教師から頬を平手打ちされ、教室の前に立たされたA君は「その時どんな気持ちになった?」という私の質問に「自分が悪かったから仕方ない」と答えた。「誰が悪かったかを聞いているのではなく、その時のあなたがどんな気持ちになったかを知りたいんだけど」とさらに聞くと彼はしばらく考えてから、「すごく怖かった。そのあとはやたら悔しくなった」と言った。

ほかの中学生にも共通していた反応は、A君同様に、その時の自分の気持ちを言葉にするのに時間がかかったことだ。「その時あなたはどんな気持ちだったの?」と聞いているのに「先生も一所懸命だったんだ」とか「親も、自分の将来のことを思ってくれるから殴ったんだと思う」と自分の感情は置き去りにしていることが多かった。このことは子どもがその体罰をどのように受け止めたかよりも、体罰が社会でどのように認識されてきたかを物語っている。

体罰をする大人たちは、子どもが許されざる行為をしたときは身体的苦痛を伴う罰を与えることで子どもにその過ちを体で理解させるのだと、体罰の正当性を主張する。しかし、体罰が子どもに身体的苦痛よりはるかに大きい心理的苦痛をもたらしていることについて考えてみたことはあるだろうか。

最近大きく報道された高校バス部キャプテンがコーチによる体罰を苦にして自殺したのは、その身体的苦痛に耐えられなかったからではなく、多大な心理的苦痛に圧倒されてしまったからだ。

体罰を受けたとき、子どもは身体的苦痛以上にさ

まざまな感情を抱く。それは恐怖感であり、悔しさであり、惨めさでありと、人によってさまざまだ。しかし、体罰をする側は正しくて、された側はまちがっているとの構造がゆるぎなく存在するとき、そんな感情は取るに足らないもの、抱いてはならないものの、表現してはならないものとして行き場を失い、子どもの身体の中をさまようしかない。認められなかった感情、表現を許されなかった感情、とりわけ本人自身も認めることができない感情は人の心の中の異物として、自己認識に、人間関係に大きな影響を及ぼす。ときにはそれは自ら命を絶つしか解決方法が見つからないという追い詰められた状況をもたらす。

男性中心社会では女性の立場は軽んじられ、健常者中心の社会では障がい者の立場が無視されてきたように、大人中心の社会では子どもの立場は無視されている。子どももさまざまな感情を持ち、自分への自信や尊厳という人権が冒されると生きる力を失うことすらある存在なのだ。子どもの権利条約が日本で批准されてから19年を経たが、今もって子どもの人権が尊重される社会からほど遠いの

が日本の状況だと言えよう。

日本では、親の約6割、58%が子への体罰は必要と考えているという調査がある。その理由は、「口で注意してもわからない」、「親の怒りを明確に示せる」、「痛みを知れば他人にやさしくなる」など。自分の子どもに体罰を与えたことがある親は65%だった。(どちらも朝日新聞誌上調査2010年8月21日)

『親、教師による体罰の実態』(石川義之編著 島根大学法文学部社会学研究室 1998年)は、全国の大学生、専門学校生1034人の子ども時代の体罰体験に関する調査だ。それによると、高校までの子

ども時代に親や教師から体罰を受けたと回答した者は49%、約半数になる。そのうち教師からの体罰を体験した者は全体の59.8%、約60%である。それも一回限りのものではない。「時々」体罰を受けた者が35.1%、「一度」が12%。教師からの体罰の場合、頻度はさらに高くなり、特に男子の場合、「時々」は50.9%になっている。2人に1人の子どもが体罰を受けていることを示すこの調査結果をみても、体罰は時には子どもに必要なだとの考えが根強く残っていることがわかる。

筆者は、体罰には少なくとも次の6つの深刻な問題があると考えている。

- 1、大人の感情のはけ口であることが多い。
- 2、痛みと恐怖感で子の言動をコントロールする。
- 3、他のしつけの方法を考えなくなる。
- 4、暴力がエスカレートする。
- 5、体罰を見た他の子どもにも心理的ダメージを与える。
- 6、取り返しのつかない事故を引き起こすことがある。

(森田ゆり著『しつけと体罰』童話館出版より)

だから、禁煙啓発の徹底と同じように、体罰をしない、させないという啓発の徹底が必要である。

体罰は、社会における子どもの地位がいかに低いかを如実に表わすバロメーターである。大人に対しては当然許されざる行為が、相手が子どもだと許されてしまう。同じ行為が大人に対してなされた場合は暴行罪、傷害罪とれっきとした犯罪とみなされても、相手が子どもだとそれは「しつけ」や「教育的配慮」や「愛情表現」や「強いチームをつくるためには必要」となってしまう。

日本の法律では、体罰は学校教育法によって禁止されているが、それ以外の法律では明記されていない。スウェーデンは、世界で最初に家庭内も含むあらゆる場での子どもへの体罰を禁止する法律を制定した国だ。

「子どもたちは、看護、安全、そして良い養育に対する権利を有している。子どもたちは一人格として、また一個人として尊重に基づき扱われ、体罰や他のどんな屈辱的な扱いも受けてはならない。」

(Parenthood and Guardianship Code:育児と保護責任法、1979年制定1983年改定)

スウェーデンが体罰を禁止する法律をいち早く制定し、過去30余年間に体罰の発生件数を大幅に減少させることに成功したのは、その一世紀前から、体罰のもたらす害を告発し、子どもの人権の尊重を要求するたゆまぬ運動があったからである。

1900年にスウェーデンの教育社会思想家エレン・ケイは『児童の世紀』を著して、20世紀こそは児童が尊重される世紀にしようと世界に向けて呼びかけた。『児童の世紀』は、体罰の厳禁を訴え、児童労働からの保護と教育の機会均等を主張し、男女共学など性別を撤廃した学校と、学校における性教育の必要性を論じている。中でも、体罰への批判には多くの紙面をさき、ゲーテからニーチェ、ドストエフスキーをも引用して展開される体罰無用論には、エレン・ケイの情熱的なまでの意志が感じられる。

「わたしは、三歳以上の子どもが殴打でおどかされて、深刻な影響を受けなかった話を聞いたことがない。この倫理的と思われる手段は、親たちが子どもをおどかしながら滑りこんでいく邪道であると、わたしは見ている。」「ムチでおどされると、子どもの覚えるのはその不愉快な結果の恐怖だけである。(中略)子どもはただちに、ずるく立ちまわれば殴打を免れうるものと理解する。こうして殴打はずるさを助長するだけで、決して道徳的ではない。子どもの地獄である殴打が、子どもの精神のどんな道徳性に影響を与えるか、それは、地獄の教えと地獄の恐怖が人間性に与える影響の示すとおりである。」

「体罰が取り返しのつかない害をなした例は無数にあるのに、それを教育者たちは感じもしないで、勝ち誇ったように体罰がいろいろの場合にいかにも有用であるかを宣伝する。」

体罰を「地獄の教え」と呼んで批判したエレン・ケイの20世紀の世界へ向けた主張を、21世紀の日本はどう受け止めるかが問われている。